

ごきるために

「蒲郡市公共施設の適正な利用の確保に関する条例」を制定しました〜

安心して利用できるために、この にすることなく、 共施設の「不正利用」をそのまま せられるようになりました。 してほしいといった苦情が多く寄 条例を制定することにしました。 こうしたことから、 市民が、安全に 市では、 公

条例ができるまで

みについてお知らせします。

その内容、これからの市の取り組 た制定までの背景や、条例の目的、 例を作ることになったのかといっ

し、市民の皆さんからも、 に支障をきたす場合が度々発生 りました。このため、本来の利 れている光景を目にするようにな どが管理者の許可なく長期間置 公共施設で、 近年、 市内の公園や道路など 自動車や家財道具 何とか ゕ゙

禁止行為その2

持ち込んだ障害物を放置してはいけない。



禁止行為その1

施設管理者の許可を受けることなく、工 作物などを設置したり障害物を持ち込ん だりしてはいけない。



日から施行されます。

今号では、なぜ、このような条

ました。この条例は、来年1月1 の議決を経て、9月27日に公布し 会で行いました。その結果、議会 例」制定の提案を、今年の9月議

いこと(禁止行為)を定めていま ことです。そのため、この条例で んが安全に公共施設を利用できる この条例の目的は、 公共施設内で、してはいけな 市民の皆さ

障害物を撤去するなど、公共施設

した人に対して、

市は、工作物

8

この条例に違反して禁止行為を

ようにお願いし、話し合いによる が適正に使えるように、元に戻す

条例で定めた禁止行

為

ることを禁止する「蒲郡市公共施

設の適正な利用の確保に関する条

置したり、

工作物を設置したりす

市では、公共施設に自動車を放

勧告に従わないときは、 解決を目指します。(勧告) しかし、違反者が話し合いに応

を撤去します。(代執行 伝えます。(措置命令) ように、 じないなど、禁止行為をした人が が本人に代わって工作物や障害 など、やむを得ない場合には、 そして、措置命令にも従わない 勧告よりも強く違反者に 撤去する 市 物

問や意見をお寄せください。 行政課でご覧になれますので、 p/somu/gyosei/h17jo24.html) を進めてまいります。皆さんのご 用しやすい公共施設になるよう http://www.city.gamagori.aichi.j 「解とご協力をお願いします。 市では、 条例全文は、 適正な管理に向けた取り組み 市民の皆さんがより 市のホームページ Þ 質 利

問合先 E行政課

66

gyousei@city.gamagori.lg.jp 5

条例に違反した場合は

6